

教員養成課程設置の趣旨・目標等

1. 大学としての教員養成に対する理念及び認定課程設置の趣旨等

教育基本法並びに学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、建学の精神である中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の育成を基本理念とし、民主的にして、平和な国家社会の成員に枢要な広い教養を培うとともに実生活に即した深い専門の学術技芸を教授・研究し有為な女性を育成するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。

教育基本理念として①学生中心の教育②徳育を重視し、知育、体育とのバランスのとれた教育③環境を重視した教育④地域社会に貢献できる教育をすすめている。

教育界で求められる幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を育成するために本学の幼児教育科では、平成19年に教育課程を2年制から3年制に移行し、教育現場での体験を多くし、実践的な指導力と実務能力を養うとともに専門的知識・技能を深め、より高い資質をもった教員の養成を図っている。

また、教員養成校としての社会的な使命・役割を果たすべく、旧免許状所持者の卒業生へのフォローアップはもとより、教職課程で学ぶ在学生や卒業生への継続的な質保証の取組として、リカレント教育を射程した月1回の公開講座の実施や教員免許状更新講習を開設している。

2. 幼児教育学科としての教員養成に対する理念及び設置の趣旨等

幼児教育学科では教育者としての自覚や情熱、子どもにたいする深い愛情をもち、専門的な知識と技能に基づいて、教育にあたることのできる教員の養成を目的とする。それとともに教育者としての豊かな人間性や社会人として教養を備え、自らが考え行動できる自律性をもった女性の育成を目指す。